

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から44年4月まで

夫がA地域勤務（昭和36年6月から44年4月まで）の時に総務担当をしており、社会保険の事務講習で国民年金の話聞き、私を加入させようと思いB市役所で加入手続をした。その後送られてきた納付書を使い、夫が銀行で保険料を納付していた。

私が昭和38年11月に会社を辞めて少したってから加入手続をしたので、申立期間の始期を39年5月頃とした。それから夫がC地域へ転勤するまでの5年か6年ぐらいの間納付していたと思う。

領収書は年末調整の際に社会保険料控除の書類として添付した記憶があるため、確かに納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和39年5月頃にB市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年11月22日にD社会保険事務所（当時）で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、51年12月10日に任意で資格取得していることから、加入手続が行われたのはこの頃と考えられ、ほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金加入は任意であることから、制度上、遡っての加入や保険料納付はできない上、番号払出時点で申立期間は全て時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、B市では、申立期間当時は国民年金手帳に国民年金印紙を貼付して保険料を納付する印紙検認方式であり、納付

書で保険料を納付する納付書方式になったのは昭和 47 年頃であると回答していることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月から同年 6 月まで
② 昭和 56 年 2 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①において、A社（現在は、B社）でCを作る作業員として勤務していた。社会保険加入が採用時の条件だったと記憶している。

また、申立期間②において、D社に勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す昭和 56 年分の源泉徴収票を所持している。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社に入社するに当たり、公共職業安定所の紹介で採用になったのは 10 人で、一緒に行った。」と供述し、同僚 4 人の名前を挙げているところ、供述を得られた同僚一人は、申立人のことは覚えていないものの、当該同僚が名前を挙げた同僚と申立人が名前を挙げた同僚が一致することから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料は処分しているので、申立人の勤務状況及び申立期間①における保険料控除については不明である。」と回答しており、供述を得られた前述の同僚は、当該事業所に入社した時期を昭和 35 年 4 月頃としており、同年 1 月に入社したとする申立人の主張とは異なる上、当該事業所における雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、申立人が当該事業所に勤務していた期間が特定できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、前述の同僚 4 人のうち、個人を特定できた二人については、厚生年金保険の被保

険者記録は確認できず、当該同僚から、申立期間①に係る保険料の控除等をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間①において申立人の氏名の記載は無く、整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人は、「D社に昭和 56 年 2 月 1 日に入社し、57 年 3 月 31 日までの期間において勤務していた。」と供述しているところ、当時の事業主は、「申立人は昭和 56 年 4 月下旬に入社したが、会社には数日しか出社せず、同年 6 月上旬に解雇した。」と供述している上、雇用保険受給資格者証によると、申立人は、当該事業所の前に勤務していた事業所に係る雇用保険受給資格により、昭和 56 年 6 月 27 日に求職の申込みをし、申立期間②のうち、同年 7 月 4 日から同年 12 月 30 日までの期間において雇用保険の基本手当及び個別延長給付を受給していることが確認できることから判断すると、申立人が当該事業所に申立期間②の全期間において勤務していたとは考え難い。

また、適用事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、事業主は、「当時在籍していたのは、私と申立人の二人だった。会社は、社会保険及び労働保険には加入していなかった。」と供述しており、オンライン記録によれば、当該事業主も申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が所持する「昭和 56 年分の源泉徴収票」には、社会保険料控除額の記載及び事業主の押印があるところ、当該源泉徴収票について、当時の事業主は、「申立人を解雇する前だと思ったが、申立人が家を建てるために源泉徴収票が必要とのことで、申立人自身が作成した源泉徴収票への押印を頼まれ、私は、その記載内容を確認しないままに押印した。しかし、申立人は結局数日しか会社に出社していないので、給与は全く支払っておらず、保険料も控除していない。」と供述している。

- 3 このほか、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 55 年 5 月まで

私は、申立期間においてはA社に勤務し、10万円から25万円程度の給与を受け取っていたと思うが、同社に係る標準報酬月額の記録を確認したところ、受け取った給与額に見合う標準報酬月額より低くなっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、同社は申立人に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していたとする複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額は、それぞれ3万9,000円及び16万円となっており、前述の被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時及び喪失時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の同僚は、「申立期間当時の給与明細書は持ってい

ないが、私の標準報酬月額と申立期間当時の給与の支給額はほぼ同じであると思う。」と供述している。

その上、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人が昭和47年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得してから、55年6月20日に同資格を喪失するまでの標準報酬月額等の記録について、訂正が行われた形跡は無く、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 26 日から 35 年 10 月 1 日まで

私は、A組合B部C事業所に、昭和 32 年 7 月 26 日から 35 年 7 月 31 日までの期間はD職として、同年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間はE職として勤務していた。給与は日給で、月 2 回に分けて支給され、月の後半に支給される給与からは各種保険料が控除されていた。

また、当時、失業保険と厚生年金保険の被保険者証は、事業所が本人から預かって金庫に保管しており、その後、私が給与関係の事務を担当するようになった時期においても、被保険者証が束ねられて金庫に保管されており、その中に私の被保険者証もあったと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA組合における履歴カード及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A組合B部C事業所にD職及びE職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、申立期間においてA組合B部C事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、A組合の後継のF組合は、「当時、H法人I局には、A組合J支部が置かれ、その一事業所として同組合B部C事業所が置かれていた。昭和 38 年 10 月以降は、同組合の各支部が厚生年金保険の適用事業所となっていた。」と回答しているところ、当該事業所が、A組合（B部）J支部として厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和 38 年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、当該事業所の業務等を継承したG社は、「当時の関係資料は保管していない。」と回答している上、F組合は、「D職及びE職については、昭

和 38 年 10 月からは厚生年金保険に加入させる取扱いを始めたが、それ以前はD職及びE職を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったため、厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時の同僚に照会したものの、職員発令前のD職及びE職であったとする期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料や供述は得られない上、オンライン記録によると、いずれの同僚も、D職及びE職であったとする期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、前述の同僚のうち一人は、当該期間について、「日雇労働者健康保険に加入しており、その印紙代が給与から控除されていた。」と供述し、もう一人は「当時、病院を受診する際に、日雇労働者健康保険の被保険者証を所持していた記憶がある。」と供述しており、別の複数の同僚も、「当時、手帳に印紙を貼付していた記憶がある。」と供述していることから判断すると日雇労働者健康保険に加入していたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。